

機 器 類 賃 貸 借 契 約 書 （案）
（長期継続契約）

事業の名称	
設置場所	
賃貸借期間	年 月 日から 年 月 日まで
賃 借 料	金 円（月額 円） うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
	(内訳) 年 月 日から 年 月 日まで
	金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円） 年 月 日から 年 月 日まで（ か年度）
	1か年度金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円） 年 月 日から 年 月 日まで
	金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
契約保証金	現金・有価証券 円 免除

上記の賃貸借について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

逗子市逗子5丁目2番16号

発注者

逗 子 市 長 桐ヶ谷 寛 

住所

受注者

氏名 

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の賃貸借契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受注者は、仕様書等記載の物件を賃貸借期間中、発注者に賃貸するものとし、発注者は、これを借り受け、その賃借料を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(設置費用等の負担)

第3条 この契約に基づく物件の設置に要するすべての費用及び賃貸借契約が完了し当該物件を撤去する場合の撤去に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

(物件の納入等)

第4条 受注者は、物件を契約書及び仕様書等で指定された場所へ仕様書等に定める日時までに納入し、使用可能な状態に調整した上で発注者の使用に供しなければならない。

2 受注者は、物件を納入するときは、納品書を提出しなければならない。

3 発注者は、物件の納入を受けたときは、速やかにこれを検査し、検査に合格したことをもって、受注者から物件の引渡しを受けたものとする。

4 前項の検査に不合格となったときは、受注者は直ちに補修し、又は物件を取替え再度発注者の検査を受けるものとする。

(遅延損害金)

第5条 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに物件の引渡しを完了しない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、賃借料の総額に、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(賃借料)

第6条 賃借料は、賃貸借期間中の暦月を単位として、毎月これを支払うものとし、受注者は、賃貸借期間開始日の属する月の翌月以降、前月の賃借料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に賃借料を支払わなければならない。

3 受注者の責めに帰すべき事由により、物件を使用できない期間があったときは、月額賃借料の30分の1にその期間の日数を乗じて得た額を控除して賃借料を支払

う。

(物件の維持等)

第7条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を常に正常な機能を果たす状態を保つようにして保管又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は発注者の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

2 受注者は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つための保守、点検及び修理等を必要に応じて行い、その費用を負担する。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物件の修補又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 前2項の場合においても、この契約は変更されず、発注者は、賃借料の支払い、その他この契約に基づく債務を履行しなければならない。ただし、第1項本文により、物件を使用できない期間があったときは、月額賃借料の30分の1にその期間の日数を乗じて得た額を控除して賃借料を支払う。

(契約不適合責任期間等)

第9条 発注者は、引き渡された物件に関し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

4 前3項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

5 発注者は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

6 第1項の規定は、引き渡された物件の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指示の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(物件の現状変更)

第10条 発注者は、次の各号の行為をするときは、事前に受注者の承諾を得るものとする。

- (1) 物件に他の物件を取り付けようとするとき。
- (2) 物件の改造又は模様替えをしようとするとき。
- (3) 物件の性能、機能、品質等を変更しようとするとき。
- (4) 物件を設置場所から移転させようとするとき。

(物件の譲渡等の禁止)

第11条 発注者は、物件を他に譲渡し、若しくは第三者に使用させ、又はその他受注者の所有権を侵害するような行為をしてはならない。ただし、受注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(物件の調査)

第12条 受注者は、契約期間中、発注者の承諾を得て、物件設置場所に立ち入って、物件の現状、運転及び保管状況を調査することができる。

(損害保険)

第13条 受注者は、物件について賃貸借期間中、受注者を保険契約者とする損害保険契約を、受注者の選定する損害保険会社と締結するものとする。

2 前項の保険契約の保険料は、受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(契約内容の変更等)

第15条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(発注者の催告による契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した場合における業務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、引渡期日に物件の引渡しをしないとき又は引渡期日経過後相当の期間内に物件の引渡しをする見込みがないと認められるとき。

- (2) 正当な理由なく、第8条第1項又は第2項の履行の追完がなされないとき。
 - (3) 前各号のほか、法令、逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）又はこの契約に違反したとき。
- 2 受注者は、発注者が前項の規定により契約を解除した場合においては、違約金として賃借料の総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金があるときは、これを違約金の一部に充当するものとし、発注者が受注者から支払いを受けるべき金額があるときは、これを差し引くことができるものとする。
- （発注者の催告によらない解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けることがあっても弁済の責を負わない。

- (1) 第2条の規定に違反して、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
 - (2) 物件の引渡しをすることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者が物件の引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 本契約の入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
 - (8) 受注者が破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始（以下「破産手続開始」という。）の決定を受け、又は所在不明となったとき。
 - (9) 受注者が逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。）第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団員等と認められるとき又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約に関する債権を譲渡したとき。
 - (10) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合においては、前項第8号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人。
- (3) 受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等。

3 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第 18 条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が条例第 2 条第 3 号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき又は受注者が法人等（法人又は団体をいう。）である場合にあっては、当該法人等が条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県条例」という。）第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が県条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（発注者の責に帰すべき事由による場合の契約の解除の制限）

第 19 条 第 16 条第 1 項各号又は第 17 条第 1 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者はこの契約の解除をすることができない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第 20 条 この契約は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降にお

いて、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除する。

- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できるものとする。この場合における補償額は発注者及び受注者が協議して定める。

(受注者の催告による解除権)

第 21 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した場合における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による催告があった場合で、発注者がこの契約を解除することを認めたときにおいて、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 22 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 2 前項の規定による請求があった場合で、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 23 条 第 21 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者はこの契約の解除をすることができない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 24 条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合には、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、契約の履行に支障が生じるおそれがある場合には、発注者と協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により契約の履行に支障が生じるおそれがある場合には、発注者と協議を行わなければならない。

(物件の返還)

第 25 条 賃貸借期間が満了したときは、発注者は、速やかに物件を受注者に返還しなければならない。

(訴訟の提起)

第 26 条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(補則)

第 27 条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。